

○中部地方整備局告示第百五十七号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 23 年 1 月 28 日

中部地方整備局長 足立 敏之

第 1 起業者の名称 三重県

第 2 事業の種類 一般国道 422 号改築工事（八知山拡幅・三重県多気郡大台町滝谷字八知山口地内から同町滝谷字水谷地内まで）

第 3 起業地

- 1 収用の部分 三重県多気郡大台町滝谷字八知山口、字カカズリ、字シル付向及び字水谷地内
- 2 使用の部分 三重県多気郡大台町滝谷字八知山口、字カカズリ、字シル付向、字マカリ、字二ノ渡及び字水谷地内

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県多気郡大台町滝谷字八知山口地内から同町滝谷字水谷地内までの延長 450 m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道 422 号改築工事（八知山拡幅）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する工事であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

一般国道の新設又は改築は、道路法第 12 条の規定により国土交通大臣が行うこととされているが、一般国道 422 号は、道路法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 163 号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は改正法附則第 3 項の規

定により、本件区間の存する三重県が新設又は改築を行うことができることとされている。

また、道路法第 13 条第 1 項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和 33 年政令第 164 号）による指定を受けていないことから、三重県が管理を行うものである。

よって、三重県は本件事業を施行する意思と能力を有すると認められる。したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 422 号（以下「本路線」という。）は、滋賀県大津市を起点とし、同県甲賀市から三重県伊賀市、同県名張市、奈良県宇陀郡御杖村、三重県津市、同県松阪市、同県多気郡大台町を経由して、同県北牟婁郡紀北町を終点とする実延長 121.5 k m の路線である。なお、本路線のうち三重県津市美杉町丹生俣から同県松阪市飯高町赤桶まで及び同県多気郡大台町桧原から同県北牟婁郡紀北町紀伊長島区十須までは未開通となっている。

本路線が通過する三重県多気郡大台町の旧宮川村地域（以下「本地域」という。）は、日本有数の多雨地域で、大台山系の広大な森林地域に囲まれており、三重県内最大の河川である一級河川宮川（以下「宮川」という。）の両岸に集落が点在する自然豊かな地域である。

本地域における本路線は、県道大台宮川線を経由し地域住民の日常生活に必要不可欠な機能を有している一般国道 42 号に接続する唯一の幹線道路である。

本地域には、スーパーマーケットや医療機関等がないため、本地域の住民は、一般国道 42 号沿いの三重県多気郡大台町佐原地区にある生活関連施設を利用するため本路線を通行している。また、本件区間に対応する現道区間（以下「当該現道区間」という。）を含む宮川上流の集落に居住する小中学生は、本路線を通行して三重県多気郡大台町茂原地区にある宮川小学校及び宮川中学校へスクールバスを利用し通学している。加えて、当該現道区間の宮川上流部には、本地域から三重県伊勢市に至る地域の洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電を行うための多目的の県営宮川ダムがあり、本路線は同ダムへの唯一のアクセス道路となっている。

このように本地域における本路線は、一般国道 42 号への唯一の幹線道路であるため、本地域の生活道路としてはもとより、地域住民の安全に寄与するダムの維持管理や森林の管理、観光等の地域の産業・経済の発展を支えるうえで必要不可欠な機能を有している。

本地域における本路線は、幅員狭小箇所や線形不良の箇所が多くあったため、起業者により順次道路整備を進めてきたところであり、本件区間についても平成 7 年度に道路改築事業に着手したものであるが、平成 8 年 2 月 10 日に北海道古平郡古平町で一般国道 229 号豊浜トンネル岩盤崩落事故が発生したため、当該現道区間に存する八知山トンネル（以下「既設トンネル」という。）の点検を実施した結果、岩塊が崩落する危険性のあることが判明した。この結果を受け、平成 10 年 2 月 20 日より既設トンネルを含む危険区間の延長 195 m を全面通行止めとしたことから、当該現道区間を利用する交通は、宮川の対岸にある幅員狭小の町道落滝線、町道新大杉谷線及び町道新大杉谷 2 号線への迂回を強いられることとなった。

本件事業の完成により、当該現道区間の通行止めが解消されるうえ岩塊が崩落する危険性のある現道に比べ災害に強い道路が整備されることから、本路線の幹線道路としての機能の確保が図られるものである。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響の検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質について環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者の調査によると、動物については、本件区間及びその周辺に環境省レッドリストに絶滅危惧 I B 類として掲載されているクマタカ、絶滅危惧 II 類のサシバ、ハヤブサ、ノレンコウモリ、準絶滅危惧のミサゴ、オオタカ、ハイタカ、カジカ、近畿地区鳥類レッドデータブックに準絶滅危惧として掲載されているツミ、アカゲラ、カワガラス、三重県レッドデータブックに絶滅危惧 I B 類として掲載されているウサギコウモリ、準絶滅危惧のセンダイムシクイ、キビタキ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、ニホンリス等の生息が確認されている。なお、コウモリ類については、既設トンネル坑内で確認されている。これら希少な動物については、本件区間の大半がトンネル区間であるため、本件事業により生息環境を直接改変する部分は小さく、周辺地域は事業施行後も同様の生息環境が広く残存す

ることから、本件事業の施行による影響は極めて小さいと判断されている。なお、本件事業において特に生息環境への影響を確認する必要があるクマタカ、サシバについては、本件区間及びその周辺での営巣は確認されなかったものの、起業者は今後も引き続きモニタリング調査を実施し、必要に応じて適切な保全措置を実施することとしている。また、コウモリ類については、起業者が有識者の助言を踏まえ、生息環境を維持させるため、既設トンネルを存続させる計画としており、影響は軽微と判断されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミギワトダシバ、準絶滅危惧のシチョウゲ、マメヅタラン、ムギラン、近畿地方の保護上重要な植物（レッドデータブック近畿）に準絶滅危惧種として掲載されているシタキソウ、三重県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウドカズラや準絶滅危惧のカイナンサラサドウダン、ケイビラン、セッコクの生育が確認されている。上記の植物のうち、カイナンサラサドウダン以外は、生育地が本件事業により直接改変する部分にあらず、カイナンサラサドウダンについては、起業者が周辺の類似環境に移植を行うなどの適切な保全措置を実施することから、本件事業の施行によるこれら希少な植物への影響は極めて小さいと判断されている。

また、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、当該現道区間の通行止めの解消と本路線の幹線道路としての機能の確保を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）による第 3 種第 4 級の規格に基づく 2 車線の道路を改築する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のルートについては、トンネルバイパス案（以下「申請案」という。）と、現道拡幅案の 2 案をもって検討が行われている。申請案は現道拡幅案に比べ、工事施工延長が長く、非住家の移転が必要となるものの、改築工事に必要な土地の面積及び工事施工時の土工量が少なく、施工性に優れ事業費が安価で経済性にも優れており社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的と認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、本路線は、本地域における唯一の幹線道路であるにもかかわらず、幅員狭小かつ線形不良な道路であることに加え、当該現道区間に通行止め区間が存し、当該現道区間の迂回路については、線形が悪いうえ幅員が狭小であることから自動車の交互相行が円滑にできない状況である。

また、本路線の沿線自治体からなる三重南北縦貫道路建設促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 三重県多気郡大台町役

場宮川総合支所